

令和 6 年度

第 1 回みどり市地域公共交通活性化協議会

議 案 書

【議案第 1 号】 みどり市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、みどり市地域公共交通活性化協議会設置要綱(令和 6 年みどり市要綱第 85 号。以下「要綱」という。) 第 11 条の規定に基づき、みどり市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第 2 条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。
また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

- 第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

- 第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 7 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、みどり市において定められている取扱いに準ずる。

- 2 協議会出納員は、出納簿兼収支整理簿により収支を整理するものとする。
- 3 協議会出納員は、収支残高を記した出納簿兼収支整理簿を確認し、保管するものとする。

(小口現金の保管)

第 8 条 事務局長は、慣習上現金をもって支払うこととされている支払に充てるため、出納取扱者に対して現金を前渡しし、保管させることができる。

(決算等)

- 第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 12 条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(出納の閉鎖)

第 10 条 協議会の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度における第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「歳入、歳出が見込まれた最初の」とする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出	1 償還金	1 償還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

【議案第 2 号】 みどり市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

開催日	回	内 容
6 月 27 日	第 1 回	○令和 6 年度事業計画(案)について ○令和 6 年度予算(案)について ○地域公共交通計画策定支援業務委託に関する契約方法と内容について
9 月	第 2 回	○本市公共交通の現状分析と課題の抽出について ○地域公共交通計画策定に係る現状調査について ○今後のスケジュールについて
1 月	第 3 回	○地域公共交通計画策定に係る基本方針及び目標の設定について ○今後のスケジュールについて

※上記のスケジュールは変更となる可能性があります

※上記の他、必要に応じて下記の報告及び協議を実施

- 前回開催時の議案等の振り返りに関すること。
- 乗合旅客輸送の様態に関すること。
- みどり市地域公共交通活性化協議会運賃分科会における協議結果に関すること。

【議案第 3 号】 令和 6 年度 歳入歳出予算（案）

1. 歳 入

項 目	本年度予算額	内 容
1 負担金	10,000,000	みどり市負担金
2 補助金	5,000,000	国庫補助（地域公共交通調査等事業）
3 繰越金	0	前年度繰越金
4 諸収入	0	預金利息等
合 計	15,000,000	

2. 歳 出

項 目	本年度予算額	内 容
1 会議費	300,000	飲料代、委員報酬費など
2 事務費	0	
3 事業費	9,700,000	計画策定支援業務委託費（上限額）
4 償還金	5,000,000	みどり市一般会計への支出分
5 予備費	0	
合 計	15,000,000	

【議案第 4 号】 みどり市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する 選定方法と委託内容について

1. 業務名

みどり市地域公共交通計画策定支援業務

2. 趣旨

本業務は、人口減少に伴い地域公共交通サービスの確保・維持が困難となる中で、本市における最適で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「再生法」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の策定を支援することを目的とする。

3. 選定方法

(1) 業者選定方式

公募型プロポーザル方式（みどり市契約に関する規則等に準ずる）※事務局にて実施

(2) 選定方式の理由

広く企画提案を募集し、最も優れた企画提案を行った事業者を当該業務の受託候補者として選定するため。

(3) 委託業者の選定基準

過去 5 年間(令和元年度から令和 5 年度まで)に、群馬県内又は近隣の地方公共団体又は法定協議会※の発注により、本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受注した実績を有する者。 ※再生法第 6 条に定める協議会をいう。

(4) プロポーザルの実施期間

本協議会にて契約方法等の承認後、手続きを進める。

令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 8 月上旬（予定）

【実施スケジュール(予定)】

内 容	日 程	備 考
(1) 実施要領等の公表	令和 6 年 7 月 1 日（月）	市ホームページに掲載
(2) 質問受付期限	令和 6 年 7 月 5 日（金）	17 時必着
(3) 質問回答期限	令和 6 年 7 月 10 日（水）	
(4) 参加表明書の提出期限	令和 6 年 7 月 12 日（金）	17 時必着
(5) 参加申込者へ通知	令和 6 年 7 月 17 日（水）	
(6) 企画提案書提出期限	令和 6 年 7 月 24 日（水）	17 時必着
(7) 審査の実施	令和 6 年 7 月下旬～8 月上旬	プレゼンテーションによる審査
(8) 選定結果の通知	令和 6 年 7 月下旬～8 月上旬	
(9) 契約締結	令和 6 年 8 月上旬	

(5) 提案上限額

【令和6年度】金 9,700,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 業務履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

※本業務は令和6年度と令和7年度の2か年業務であるが、令和7年度については別に契約を締結し、履行期間を定める。

○本委託業務において国庫補助を受けるにあたり、下記の要件があります。

- ・補助事業対象者は、法定協議会（みどり市地域公共交通活性化協議会）とする。
- ・補助金の支払先口座は、法定協議会の口座とする。
- ・計画策定事業者と契約締結及び事業実施は補助金の交付決定後とする。

4. 委託内容

本業務は、次の項目を実施し目的を達成することを想定しているが、業務内容は受注者の企画提案によるものとし、業務の目的達成に資する独自提案を受けるものとする。

【令和6年度分】

(1) 現状整理（上位計画等の把握、地域特性の整理、公共交通の実態整理）

ア 上位関連計画等の整理

みどり市に関連する最新の上位計画や各種まちづくり計画の内容、施策等を把握し、整合を図るべき施策、誘導施設に関連する施策等を整理する。また、全国で行われている最新モビリティサービス導入事例、最新技術、公共交通における再生可能エネルギーの活用可能性、脱炭素社会の実現に向けた取組との関連性等について整理を行う。

イ 地域特性の整理

人口や世帯、居住者の分布状況を整理する。また、病院、学校、商業施設、観光施設、公共施設など、交通の発着地となる施設の分布状況も整理するとともに、市内及び周辺自治体における人の移動状況及び観光客の移動動態等を整理する。

ウ 公共交通の実態整理

みどり市における路線バス、デマンドバス、そして鉄道をはじめとする公共交通の位置づけを整理する。また、運行状況や利用実態、収支状況等を整理し、今後の公共交通体系を検討するにあたっての基礎資料となるよう現況把握を行う。

(2) 移動実態及び利用者のニーズ把握のための各種調査の実施

ア 市民アンケート調査

公共交通に対する市民の意識やニーズを把握するため、市民アンケート調査の設計、調査票の作成、発送及び集計・分析を行う。なお、アンケート配布対象は4,000人程度とし、対象者は発注者が抽出し、受注者に宛名ラベルを支給するものとする。

イ ヒアリング調査

路線バス、デマンドバス、鉄道、スクールバス、交通空白地有償運送サービス、タクシー等、公共交通運行事業者に対しヒアリング調査を実施する事により、市民の移動実態及び利用者のニーズを把握・整理する。また、隣接自治体へのヒアリング調査を実施し、広域での公共交通の利便性向上に向けた課題を把握・整理する。

ウ 利用状況把握調査（OD 調査）

公共交通を利用している市民の意識やニーズを把握するため、市内で運行中の路線バス、デマンドバスに対して全路線に調査員が乗車し、利用者へのアンケート調査を実施する。受注者は調査票の作成、乗車アンケート、データの集計及び分析を行う。

(3) 移動実態とニーズの把握及び課題の分析

(2) での調査実施結果やその他群馬県パーソントリップ等の既存資料を基に、住民の移動実態やニーズの整理を行う。また、みどり市や群馬県などの上位関連計画に示すみどり市の将来像、施策を実現するうえで解決すべき問題の抽出を行い、地域公共交通計画に関する課題として整理する。

(4) 基本方針(公共交通のあり方)及び目標の検討

課題の整理を踏まえ、みどり市が目指すべき地域公共交通の将来像を検討し、基本方針として整理する。併せて、市民の公共交通利用に対する意識醸成の方法等についても検討する。

【令和 7 年度業務】

(5) 具体施策とその事業化策の検討

基本方針及び目標の達成に向けた具体的な公共交通の取り組み（具体施策）について、発注者と協議し、具体施策の実行・実現に向けたスケジュールや実施時期等を検討・整理する。

(6) 地域公共交通計画の検討、とりまとめ

上記までの調査・分析・協議会における検討結果等を踏まえ、「みどり市地域公共交通計画」をとりまとめる。

【共通】

(1) 協議会の運営支援

本協議会及び協議会開催の資料及び議事録の作成等、会議運営を支援する。

(2) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、必要に応じて打合せを行う。